

京都市 IoT ビジネス推進事業支援業務 委託業務仕様書

1 委託業務の名称

京都市 IoT ビジネス推進事業支援業務 (IoT ビジネス相談窓口運營業務)

2 委託期間

契約日から 2020 年 3 月 31 日 (火) まで

3 業務内容

IoT ビジネスに関する相談を受け付ける窓口として、以下の内容を行う。

(1) 問合せ対応

ア 対応内容

IoT の基礎知識 (「IoT とは何か」等) に関する問合せに対応する (IoT 活用を進めるための相談や国等の IoT 活用に係る支援制度に関する内容は、京都市と協議のうえ対応する。)

イ 対応方法

ポータルサイト、電子メールの両方又は一方で受け付けることとし、返答については、電子メール、電話の両方又は一方により対応する。

(2) 情報発信等

ア ポータルサイトの保守管理及び情報管理

委託業者が自ら情報を収集したうえでポータルサイトに投稿する記事を作成・編集し、京都市の了承を得たうえで配信する。

なお、ホームページの管理に当たっては、自らインターネット環境等を整備するほか、地方版 IoT 推進ラボが提供するポータルサイトを活用して構わない (京都市と要相談)。

(参考) 地方版 IoT 推進ラボ ポータルサイト: <https://local-iot-lab.ipa.go.jp/>

イ 情報発信

委託事業者が自ら情報を収集するとともに、投稿する記事を作成・編集し、京都市の了承を得たうえで情報発信する。メールマガジンや SNS 等といった発信方法については任意とするが、契約前に京都市と協議のうえ決定する。

掲載内容	更新頻度
上記(1)の問合せに関すること	適宜
上記(1)の問合せのほか、京都市又は京都市 IoT 推進ラボ構成メンバーその他の者が提供する IoT 関連技術や製品に関すること (シーズ・ニーズ)	適宜
国等による支援制度 (補助金等) の情報に関すること	月 1 回程度
その他市内中小企業の IoT 活用促進に資すること	適宜

(3) 出張相談等

市内企業の動向を把握し、市内中小企業等へ IoT 等の先進的な情報通信技術を活用した独自サービスについて広く発信するために、月 5 回以上の出張相談を実施すること。また、委託期間中に 2 回以上、展示会の開催又は展示会等に出展し、出張相談を行うこと。

(4) 独自提案と関連事業

以下に掲げる項目の両方又は一方を行う。業務の実施については、契約前に京都市と協議のうえ決定する。

ア 独自提案業務

予め仕様書に記載されている以外で契約対象となる業務であり、委託事業者が独自に提案する業務。

イ 関連事業

当該業務に関連するが、提案者の判断のもと実施する契約の対象外の事業。

なお、その実施に当たり、市内中小企業者への I o T 活用促進が拡大されると見込める場合は、京都市が協力する。その際は、適宜、京都市と情報交換等を行うとともに、相手方に対し、京都市委託事業であるとの誤解その他の問題が生じないように留意すること。

4 業務スケジュール（予定）

2019年4月 1日 委託業務開始

2020年3月31日 委託業務完了

5 業務の進め方

- (1) 問合せの内容について、適宜京都市に報告すること。
- (2) 事業の進捗について、別に定める様式により、月初に前月分を文書で取りまとめて京都市に報告し、承認を得ること。
- (3) その他京都市との情報共有等は適宜電子メール等にて行うこと。
- (4) 業務完了後 30 日以内に、実施内容が分かる書類を添付のうえ、業務完了報告書を提出し、京都市の完了検査を受けること。
- (5) 当該業務に係る経費の支払いは、上掲の完了検査に合格した後とする。

6 留意事項

- (1) 本件に係る京都市の平成 31 年度予算が成立しないときは、契約しないものとする。この場合において、当該支援業務の準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を京都市に請求することはできない。また、京都市が契約を締結しなかったため生じた損害の賠償についても、京都市に請求することはできない。
- (2) 委託事業者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本業務の実施により得られた成果物は、京都市に帰属する。
- (4) 業務遂行に際し、疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえこれを定めるものとする。
- (5) 報告書等の記述に関しては、原則として「公用文用字用語例集」に基づき、作成すること。

2019年度京都市IoTビジネス推進事業支援業務（〇月度報告）

1 報告対象期間

年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）

2 業務内容（次月に継続する案件を分かるように記すこと）

(1) 問合せ内容

件名，相談事業者名，対応日，受付方法，対応方法及び対応内容，並びに当該月に対応した総件数を記すこと。

(2) 情報発信等

次の項目について，件名，対応日及び対応内容，並びに当該月に対応した総件数を記すこと。

ア 京都市又は京都市IoT推進ラボ，その他の者が提供する内容

イ 国等による支援制度（補助金等）の情報に関する内容

ウ その他市内中小企業のIoT活用促進に資する内容

エ 出張相談等

オ ポータルサイトの保守管理をするうえで講じたこと

(3) 出張相談等

ア 出張相談

イ 展示会等

(4) 独自提案・関連事業

(5) その他

3 京都市との協議（協議日及び協議内容）

4 その他特記事項